

管理規程

埼玉県公営企業管理規程第五号

埼玉県企業局組織規程の一部を改正する規程を次のとおり定める。

令和四年四月十五日

埼玉県公営企業管理者 北 島 通 次

埼玉県企業局組織規程の一部を改正する規程

埼玉県企業局組織規程（昭和三十八年埼玉県公営企業管理規程第一号）の一部を次のように改正する。

管理部長

上司の命を受け、局の事務の総合的調整、事業の総合企画、工事の監督及び検査、職員の人事、組織、服務、予算決算のその他会計事務、地域整備事業に関する事務その他特に指定された事項を掌理し、これらの事務を処理するため、職員を指揮監督する。

第三条第一項の表局の項中

を削り、

参事

上司の命を受け、特に指定された事項を処理するとともに、当該指定事項について、局長を助け、職員の担任する事務を監督し、事務を整理する。

同条第二項の表局の項中

を

参事

上司の命を受け、特に指定された事項を処理するとともに、当該指定事項について、局長を助け、職員の担任する事務を監督し、事務を整理する。

に改める。

管理部長

上司の命を受け、局の事務の総合的調整、事業の総合企画、工事の監督及び検査、職員の人事、組織、服務、予算決算のその他会計事務、地域整備事業に関する事務その他特に指定された事項を掌理し、これらの事務を処理するため、職員を指揮監督する。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。